

別添4

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

改正案		現行	
<p>第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十三～十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第七条第一項関係）</p>	<p>第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十三～十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第七条第一項関係）</p>		
<p>特定有害物質の種類</p> <p>（略）</p> <p>一・一―ジクロロエチレン</p>	<p>地下水基準</p> <p>（略）</p> <p>一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。</p>	<p>特定有害物質の種類</p> <p>（略）</p> <p>一・一―ジクロロエチレン</p>	<p>地下水基準</p> <p>（略）</p> <p>一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。</p>
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	一・一―ジクロロエチレン	（略）	（略）
第二溶出量基準	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	（略）	（略）

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	一・一―ジクロロエチレン	（略）	（略）
要件	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	（略）	（略）

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	一・一―ジクロロエチレン	（略）	（略）
第二溶出量基準	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。	（略）	（略）

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	一・一―ジクロロエチレン	（略）	（略）
要件	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	（略）	（略）

様式第十六 (第六十一条第一項関係)

汚染土壌の区域外搬出届出所書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長) 殿	
報告者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
<p>土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。</p>	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	

様式第十六 (第六十一条第一項関係)

汚染土壌の区域外搬出届出所書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長) 殿	
報告者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
<p>土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。</p>	
運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先	

(略)

(略)

様式第十八 (第六十四条第一項関係)

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事

(市長) 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

(略)

(略)

(略)

様式第十八 (第六十四条第一項関係)

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事

(市長) 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

(略)

運搬の用に供する自 <u>動車等の使用者の氏          名又は名称及び連絡          先</u>	
(略)	

(略)

運搬の用に供する自 <u>動車等の所有者の氏          名又は名称及び連絡          先</u>	
(略)	

(略)